

公告

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、次のとおり縦覧する。

なお、当該地域農業経営基盤強化促進計画（案）の利害関係人は、縦覧期間終了の日までに意見書を提出することができる。

令和 7 年 11 月 5 日

高山村長 藤沢 敏和

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の縦覧期間
令和 7 年 11 月 5 日（水）～令和 7 年 11 月 18 日（火）
- 2 意見書の提出方法
高山村役場産業振興課農政係へ意見書を提出。
- 3 意見書の提出期限
令和 7 年 11 月 18 日（火）17 時まで
- 4 意見書の提出について
・書面（任意様式）での提出に限ります。